

高槻市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果

資料1

<p>[募集期間] 令和5年12月20日(水)～令和6年1月19日(金)</p> <p>[募集方法] 郵送、ファクス、簡易電子申込、持参</p> <p>[意見者数] 個人 1件、団体 0件</p> <p>[意見数] 10件</p> <p style="text-align: center;">【内訳】</p> <p style="text-align: center;">(1)提出方法別</p> <p style="text-align: right;">郵送 1件、ファクス 0件、簡易電子申込 0件</p> <p style="text-align: center;">(2)提出項目別</p> <p style="text-align: right;">障がい福祉計画に関すること 7件 障がい児福祉計画に関すること 0件 その他(個別施策等に関すること) 3件</p>
--

章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
1	7	個人としての尊厳の尊重	意思疎通支援だけでなく、意思決定支援の充実を図ることが個人としての尊厳の尊重に繋がると考えられます。意思決定支援の充実も加筆してください。	基本的方向性に掲げる、「権利擁護・啓発の推進」に含みます。 また、巻末の第2次高槻市障がい者基本計画の概要、「第3章施策展開の方向性と取組」に記載しており、ご意見の趣旨は包含されています。	原案どおり
	7	地域における生活支援の充実	「保健・医療の充実」のところに介護も加えて「保健・医療・介護の充実」ではないでしょうか。	ご意見につきましては、第2次高槻市障がい者基本計画から引用した部分に関するものですので、次期高槻市障がい者計画策定に当たっての参考とさせていただきます。	原案どおり
2	9	人口・障がい者の状況、人口の推移	高齢障がい者の人数、障がい種別も明記してほしい。	統計資料については、前計画からの推移を表すため、同じ項目にて集計しています。ご意見は参考とさせていただきます。	原案どおり
	15	地域移行支援サービス	地域移行支援サービスについて用語解説に説明文書をお願いします。	47ページの「地域移行支援」サービス概要に記載しています。	原案どおり

章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
3	55	住宅入居等支援事業	第6期障がい福祉計画実績のところに「住宅入居等支援事業」の実績が書かれていません。実績数を他の相談支援事業と同様に記入してください。	該当ページに、住宅入居等支援事業の実績を追記いたします。	原案修正
	55	障がい者相談支援事業の概要	障がい者相談支援事業の概要は「障がい者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、本人が意思決定できるよう支援を行います。また、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。」だと思います。	「(前略)障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。」にご意見の趣旨は含まれています。	原案どおり
参考	81	用語解説	用語解説にある「意思決定支援」の説明は、「(本人が望んでいない法的な根拠のない)意思決定の代理」であり、本人に対する権利侵害だと考えます。専門家への確認をお願いします。	本文については、厚生労働省が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」における意思決定支援の定義に基づいて記載したものです。	原案どおり
他	-	パブリックコメントの取扱い	市民のパブリックコメントを要約せずに原文のまま記録して下さい。	本パブリックコメントに対するご意見につきましては、一部補記した部分を除き、原文のとおり記載いたしました。ご意見につきましては、今後のパブリックコメント実施に当たって参考にさせていただきます。	原案どおり
他	-	ご本人向けのこの計画について	この計画は様々な障がいや難病のある方々のための計画です。ご本人や家族が読んで理解しやすい冊子の作成もお願いします。	ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	原案どおり
他	-	本計画について	4月から新しくなる高槻市のこの計画の市民・住民向けの説明会を行ってください。	本計画の施策等を地域の実情に即した実効性のあるものとするためには、市民等を含めた関係者への周知が重要であると考えています。ご意見につきましては、今後の事業実施にあたって、参考にさせていただきます。	原案どおり